

古文書倶楽部

【発行】

秋田県公文書館

2016.3

第70号

御成敗式目あれこれ

個人的な思い出を記せば、大学一年の基礎演習という講座でのテキストで、かつ秋田に戻る直前まで中世史の先輩・同輩・後輩と輪番で読んで、それが御成敗式目でした。私の学生時代は式目に始まり、式目に終わったのです。

式目は現代人だけでなく、前近代の人々にもよく知られた存在でした。民法典の起草に当たった法学者穂積陳信（一八五五〜一九二六）が収集した式目の古写本・古版本のコレクションは九九〇部六卷一〇五〇冊にもぼるといいます。数の多さは、江戸時代に式目が手習の本として普及していたのが一因です。

当館には、式目の版本が二冊あります（吉成文庫五七一・古内家文書六七）。また写本が一冊あります（田口時雄家資料四〇〇四）。こちららは、手習いに写したもののようです。また併設する秋田県立図書館にも幕末期の版本が一冊あります。

式目は有名な存在であると同時に、史料保存機関でよく所蔵されている定番史料ともいえません。そして少し掘り下げてみると、式目はわからないことが多い史料です。

「岡本元朝日記」第二巻が今月末に刊行となります。今回の内容は元禄一四年十月から一六年二月まで。元朝がいよいよ家老に就任します。また、一卷の松の廊下事件に続き、赤穂浪士の吉良邸討ち入りに関する記述も登場します。お楽しみに！

式目の写本・版本は数多くありますが、そのすべてに貞永元年（一二三二）七月一日付の執権連署評定衆起請文があります。式目は起請文とセットで流布している点に特色があります。が、たまたまそうになったものが伝来したのではなく、幕府が意図的に式目と起請文をセットにしたと考えられます。なぜそういう体裁にしたのか、疑問の一つです。

式目制定前後のことは、『吾妻鏡』という幕府関係者が編纂した史書に詳しく記されています。『吾妻鏡』は、新訂増補国史大系で活字になっていきますし、現代語訳もあります。また読み下し文もあります。三つとも秋田県立図書館にも所蔵されており、館外貸出をしています。

『吾妻鏡』は起請文のことを記しますが、式目との関係は述べていません。だから起請文は、式目と無関係でしょうか。私は、次のように考えています。

裁く側が自分の知人には不利な発言をしない等々、要するにもろもろの訴えに対して公平無私な態度で対処することを執権・連署・評定衆という幕府のトップたちが神々に誓っているのが七月一日の起請文です。この内容を広く伝えるために式目に加えたと推定します。

さて式目の最大の疑問は、制定過程です。式目の制定は貞永元年、それで通常はかまいません。

ん。詳しくいえば、通説は貞永元年八月一日です。ところが八月八日に執権北条泰時が六波羅探題の弟重時にあてた書状によれば、この日に式目を送っており、書写して配れと命じています。

『吾妻鏡』では、八月一日完成、九月一日京都送付です。八月八日の書状にはふれていません。しかし九月一日付の重時にあてた泰時書状によれば、九月一日は「式条」を「式目」に改めたことを京都に伝えた日で、式目は送っていません。式目制定から半世紀以上すぎてしまうと、幕府関係者も式目制定の過程がわからなくなってしまうようです。

通説は、五月一四日編纂着手、八月一日完成です。この説は、戦国期に登場したもののようです。戦国期の論者は八月八日の書状を承知していましたが、無視しています。戦国期の人も理解できなかったのです。

中世人でさえわかっているのですから、現代人ではわかろうはずがないと居直ることもできます。いやそうではない、中世人がイメージする式目制定過程と異なっていたから理解不能になったのだ、私はそう考えます。ではどのように理解しているのか、もう書くスペースがありません。

古文書こぼればなし

近世秋田の国産 ハタハタ千鰯

「秋田名物八森ハタハタ・男鹿で男鹿ブリコ」はご存じ秋田音頭の一節ですが、今回は、昭和の終わりごろから不漁が続き、平成四年からは資源増殖のための休漁や漁獲高の制限を加味しつつ行われ、ささやかながらも食卓に冬の季節感を戻しつつあるこのハタハタ漁の、近世における賑わいぶりを紹介してみましよう。

ハタハタがいわゆる古文書に散見されるのは結構早く、中世に遡ります。たとえば秋田氏家臣栗山二蔵による「肴算用状」や大高甚助の「諸役算用状」には上納物として神魚・鰯・はたはた等が記されております(『秋田県史』資料古代・中世編所収「秋田家文書」)。近世には『梅津政景日記』の寛永九年十月七日の条には「神魚小鹿より到来」とさりと記されますが、『大日本古記録』所収)、時代が進むにつれて、神魚は藩主佐竹氏につきしたがう魚としてお国自慢めいてきます。たとえば幕藩制中期久保田の文人入見蕉雨は、『黒甜瑣語』で「先公水府に居ませし時は多くその海にもありしが、今しみな爰に移りてかの国一鱗も産せずとも云へり」と当時の風評を記しています。

古文書倶楽部 第70号 (2016年3月号)

こうした記述が多く見受けられるのは、すでに近世以前から行われていた秋田のハタハタ漁ではありましたが、これが当地の産業として花開いたのは、佐竹氏の秋田入部以降であったこ

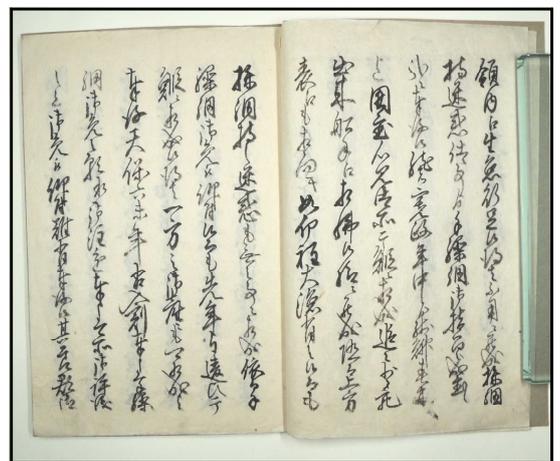
とに由来するものと考えられます。

漁法は、船一艘ごとに網元・網子十人程度が乗船し地引網を操作する方法で、引網株を持たない人々の操業は厳禁でしたが、農業に不向きな男鹿の海岸地域(北磯・南磯)の人々には貴重な食料源としてその漁獲を望む声が高まり、ついに天明年中男鹿の金川村肝煎武兵衛と相川村肝煎三四郎が地引網より小さい手繰網の使用による操業の許可を藩に訴えましたが許可されず、武兵衛は入牢の罰に処せられました(『新秋田叢書』所収「絹篩」)。その理由として湊商人岩木屋久助は藩への上書のなかで次のように記しています。

「其詮は鰯沢山引揚候而御領内江生魚行足候得は不用に罷成繰網持迷惑仕候事手繰網御指留被成置候哉ニ奉存候」(「願(鰯網の件)」斧一六九五二)要するにハタハタの供給過剰を防ぐための手繰網操業の却下とされた訳でした。しかし、ハタハタ漁にはその後大きな付加価値が生ずるようになり情勢は一変します。これについて岩木屋は次のように続けます。

「然ば寛政年中より残り鰯春中迄困置以見仕候処干鰯ニ相成追々少々宛出来船手江相払候様ニ罷成従而上方表江も相向キ如何程大漁有之候而も繰網持之迷惑も無之事に相成り依而手繰網御免被仰付候而も先年より違候テ鰯ニ相成候」(同右)

すなわち寛政年中より残り鰯を春中まで困い込んで干鰯とし、この技術開発により上方へも肥料として移出できる状況になったと記すので



渡部斧松文書「願(鰯網の件)」の記述

す。こうして鰯干鰯は「上方の藍のこやし」上品(「絹篩」として秋田藩の一大移出品となり、その原料として大量のハタハタの確保が必要となり、「鰯之儀は御国産と衆人唱来候」と称揚されるようになります(斧一六九四六)。

幕藩制社会における国とは、一般的には藩を指しますから、この「国産」とは自国(自藩)の商品で他国(他藩)の商品を凌駕できる貿易品として、国益(藩益)に寄与でき得る生産物の呼称で、諸藩では藩国益策としてその生産・販売の推進に力を注ぐようになります。

こうした中でハタハタ漁は、天保年間の頃から藩の国産奨励策に位置づけられ飛躍的な賑わいを創出したのです。天明年間に手繰網の許可を直訴し罰せられた武兵衛の顕彰碑も天保十二年に金川八幡神社境内に建立され、今なお残って揺れ動く男鹿の海をみおろしています。